

勤務時間に関する見直しについて（案）

1. 夜間作業における変形労働時間制の導入

長時間労働の改善による労働災害の防止、職員の健康管理の徹底、ワークライフバランスの確保を図るとともに、生産年齢人口が減少する将来においても必要な人材を確保していくため、働き方改革の観点から夜間作業について勤務の取扱いを見直し、1ヵ月単位の変形労働時間制を導入する。

具体的には、1ヵ月を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう下表のとおり各日の勤務時間を設定する。

区 分	勤務時間	休憩時間	備 考
通常の勤務日	8:45～17:30	1時間 (12:00～13:00)	
夜間作業のある日	8:45～29:45 (翌日 5:45)	5時間30分 (①12:00～13:00 ②17:30～22:00)	夜間業務手当、夜間勤務手当を支給 ※時間外勤務手当は支給しない
夜間作業の翌日	勤務明け	—	

(参考) 1週間の勤務例

	月	火	水	木	金	土	日	1週間の勤務時間
勤務形態	通常勤務	夜間勤務	勤務明け	通常勤務	通常勤務	週休日	週休日	38時間45分
勤務時間	8:45～17:30	8:45～17:30 22:00～5:45	-	8:45～17:30	8:45～17:30	-	-	
勤務時間計	7時間45分	15時間30分	-	7時間45分	7時間45分	-	-	
勤務形態	通常勤務	夜間勤務	勤務明け	夜間勤務	勤務明け	週休日	週休日	38時間45分
勤務時間	8:45～17:30	8:45～17:30 22:00～5:45	-	8:45～17:30 22:00～5:45	-	-	-	
勤務時間計	7時間45分	15時間30分	-	15時間30分	-	-	-	

2. オペレーター業務従事者の勤務時間の見直し

職員間の勤務の公平性を確保するため、浄水部門のオペレーター業務従事者の勤務時間を見直し、下表のとおり、□直（夜間勤務）については、勤務開始時間を繰上げるとともに終了時間を繰下げる。

業務の種類	勤務時間
□直 (夜間勤務)	勤務開始時間： 17時30分 ⇒ 16時45分 勤務終了時間： 翌8時45分 ⇒ 翌9時15分

3. 実施時期

令和3年10月1日

手当の見直しについて（案）

1. 特殊勤務手当の見直しについて

(1) 深夜業務手当

下記のとおり見直す。

現行		
名称	対象(要件)	金額
深夜業務手当	午後5時30分から翌日午前8時45分まで浄水場において水せん操作、水量観測等の職務を行う職員で、勤務時間が深夜の全部を含む業務に従事した職員	1回4,900円 (年末年始：6,100円)

見直し案		
名称	対象(要件)	金額
夜間業務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。)の全部又は一部を含む業務に従事する職員	2時間未満：250円 2時間～4時間未満：700円 4時間～7時間未満：1,150円 正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務：1,600円

(2) 危険作業手当

下記のとおり見直す。

現行		
名称	対象(要件)	金額
危険作業手当	ずい道等で暗い又は狭いなど作業環境が特に劣悪な場所において作業、監督等の業務に従事した職員	日額 250円
危険作業手当	法令等に基づく毒物、劇物等の取り扱い又は漏洩事故処理の業務に直接従事した職員	日額 250円
危険作業手当	電気主任技術者に選任され、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務に直接従事した職員	日額 250円
危険作業手当	高さが10m以上の高所において作業、監督等の業務に従事した職員	日額 250円
危険作業手当	配水池内等の洗浄又は内面調査の業務に直接従事した職員	日額 250円
危険作業手当	水質検査のため貯水池において危険を伴う水上での採水業務に従事した職員	日額 250円

見直し案		
名称	対象(要件)	金額
ずい道等作業手当	ずい道等で暗い又は狭いなど作業環境が特に劣悪な場所に直接立ち入り、作業、監督等の業務に従事した職員	日額 200円
有害物等取扱手当	法令等に基づく毒物、劇物等の取り扱い又は漏洩事故処理の業務に直接従事した職員	日額 200円
電気主任技術者業務手当	電気主任技術者に選任され、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務に直接従事した職員	日額 150円
高所作業手当	高さが10m以上の高所において作業、監督等の業務に従事した職員	日額 250円
配水池内等作業手当	配水池内等に立ち入り、洗浄又は内面調査の業務に直接従事した職員	日額 200円
—	(廃止)	(廃止)

(3) 特務手当

下記のとおり見直す。

現行		
名称	対象(要件)	金額
特務手当	変則勤務を主たる勤務とする職員に代って変則勤務に従事した職員	1回250円
特務手当	水道局の管理する施設の敷地内において発見された犬、猫等の死骸の処理業務等に従事した職員	日額250円

見直し案		
名称	対象(要件)	金額
—	(廃止)	(廃止)
犬猫等放置死体処理手当	水道局の管理する施設の敷地内において発見された犬、猫等の死骸の処理業務等に従事した職員	1回250円

(4) 停水手当

下記のとおり見直す。

現行		
名称	対象(要件)	金額
停水手当	停水業務に従事した職員	日額1,500円

見直し案		
名称	対象(要件)	金額
—	(廃止)	(廃止)

(5) 災害待機手当

下記のとおり見直す。

現行		
名称	対象(要件)	金額
災害待機手当	防災指令の発令による勤務であって、気象予警報、防災指令の内部伝達等を行うために勤務公署内等の待機を命ぜられた職員	管理者が別に定める。

見直し案		
名称	対象(要件)	金額
災害待機手当	防災指令の発令による勤務であって、次の各号に掲げるものに従事した職員(防災指令が発令された当日における宿直者及び日直者を除く。) (1) 職員が勤務公署内で行う勤務であって、気象庁の予報又は警報、防災指令等の部内伝達等を行うために当該勤務公署内での待機を命ぜられたもの (2) 勤務公署内又は災害現場その他の庁舎外において、次の防災指令が発せられるまでの間その場で待機を命ぜられたもの	1時間～3時間未満：2,750円 3時間～5時間未満：4,300円 5時間～7時間未満：5,850円 7時間以上：6,500円

2. 宿日直手当の見直しについて
下記のとおり見直す。

現 行		
名 称	対 象 (要件)	金 額
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられて勤務したとき	【本則】 4,200円 (その宿直勤務が通常行われる日の半日に相当する日で管理者が定めるものに正規の勤務終了時から引き続いて行われる場合にあっては、6,300円)
		【特例】 平日：11,500円 休日：12,500円 (年末年始：15,900円)
		【途中で本務に従事した場合】 平日：1時間につき 720円減額 休日：1時間につき 780円減額 ⇒ 本務に従事した分は 時間外勤務手当を支給

見直し案		
名 称	対 象 (要件)	金 額
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられて勤務したとき	【本則】 6,500円
		【特例】 (廃止)
		【途中で本務に従事した場合】 宿直：1時間につき 手当額×15分の1 減額 日直：1時間につき 手当額×9分の1 減額 ⇒ 本務に従事した分は 時間外勤務手当を支給

3. 実施時期
令和3年10月1日